

府有資産利活用推進プラン

平成 21 年 12 月
京都府総務部

府有資産利活用推進プラン

1 現状と課題

施設の廃止等に伴い、現在、未利用となっている府有資産が約30件ある。(元右京府税事務所、元府立医大伏見診療所、元農業総合研究所花き部等)

今後、更に警察署の再編整備や家庭支援総合センターの設置等に伴い、施設の廃止・移転による未利用地が見込まれるところである。

府有財産は府民の貴重な財産であり、府民満足向上のために活用されるべきである。未利用のまま放置しておくことは、府民満足向上につながらないのみならず、維持管理費等が発生するとともに、結果的に逸失利益が発生している。

2 プラン策定の考え方

京都府行政評価委員会府有財産活用部会において、京都市内の利用価値が高い地域で、平成25年頃までに用途廃止、移転される府有財産等についての利活用の方向性が示された。

また、先に策定した「府民満足最大化プラン」において、未利用資産を、府民ニーズを的確に把握する新たな利活用決定プロセスにより、幅広い利活用を促進するとともに、売却に係る判断を迅速化するとした。

今回、これらを踏まえて、京都府内の個々の未利用資産について、府民ニーズ等を幅広く的確に把握し、府民への還元を最大限にすることを目的に地域性等も踏まえ、総合的な判断のもとに、処分を含めた利活用の方策を講じる「府有資産利活用推進プラン」を策定する。

3 施策展開の方向【利活用の考え方】

府有資産を重要な経営資源と捉え、府民サービスに最大限還元していくため、効率的で戦略的な府有資産の利活用を推進する。

利活用に当たっては、府民のニーズを十分に把握した上で、「明日の京都」中期計画等との整合性も図りながら、府有資産として広域自治体としての府の機能を果たすという一義的な役割を踏まえ、府民全体の利益を優先し、府民の満足を最大化するための施策に活用していく。

このため、利活用については、物件のポテンシャルに応じたものとし、

- 1 府を中心とした自治体の利活用：
具体的な方向性のある又は立地条件、面積等を踏まえ戦略的観点から利活用を検討する物件
- 2 NPO、社会福祉法人等公的団体、民間等を中心とした利活用：
団体の財政状況や活動内容を踏まえて比較的中小規模で、利便性等がある物件
- 3 更に方向性を検討する物件
今後更にニーズも把握しつつ、利活用、売却等の方向性を検討する物件
- 4 売却：
利用ニーズもなく、また、暫定的な利用の検討の余地もないものは、不動産市場の動向を考慮しつつ、できるだけ速やかに処分をする。

また、府を中心とした自治体、NPO、社会福祉法人等公的団体、民間等による利活用を検討した結果、その可能性がないものについても処分をする。

また、当面ニーズはないものの、規模、立地条件等から将来的に利活用の可能性のあるものについては、暫定的な利用も検討する。

資産を活用する中で、府としての政策メッセージを発信していきけるような方策を考える。同種事業の波及及び府民へのPR効果が発揮できる事業をモデル事業として早期に実施するよう努める。

未利用期間が長期に渡る施設を優先的に利活用の方向性を決定する。

今後とも府議会や府民意見を踏まえ、経済状況をはじめ諸情勢の変化に応じて柔軟に対応する。

検討委員会メンバー

< 座 長 >

真山達志 同志社大学政策学部長

< 委 員 >

上村多恵子 京南倉庫株式会社代表取締役社長

内田昌一 京都商工会議所 監事

京都青果合同株式会社取締役名誉会長

田中峰子 西陣くらしの美術館富田屋代表取締役社長

藤田晶子 京都リビング新聞社営業本部営業編集統括

マネージャー

渡邊正義 丹後織物工業組合理事長

(敬称略、50音順)

検討経過

第1回 7月 2日(木)

「検討対象未利用資産の方向性について協議」

< ニーズ把握の実施 >

- ・府民提案
- ・府の利用可能性検討
- ・市町村・民間等ニーズ
- ・職員提案、民間専門機関提案
- ・民間団体(京都商工会議所、京都 NPO センター、京都府病院協会、京都府体育協会等)ニーズ

継続して実施中

第2回 9月 4日(金)「府有資産利活用等方針中間案の策定」

第3回 10月 28日(水)「府有資産利活用等方針最終案に向けて」

第4回 11月 11日(水)「府有資産利活用等方針最終案の策定」